

大和市告示第84号

大和市プレミアム付商品券発行事業実施要綱を次のように定める。

平成31年4月22日

大和市長 大 木 哲

大和市プレミアム付商品券発行事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費税率及び地方消費税率の引上げが低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、及び下支えするために実施するプレミアム付商品券発行事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プレミアム付商品券 前条に掲げる事業の目的を達成するために、本市が発行する大和市プレミアム付商品券をいう。
- (2) 購入対象者 プレミアム付商品券の購入対象となる者であつて、別記に掲げるものをいう。
- (3) 特定取引 プレミアム付商品券が代価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けることに係る取引をいう。
- (4) 特定事業者 特定取引を行うことができる事業者として市長が登録した者をいう。
- (5) 取次金融機関等 特定事業者から換金の申出のあったプレミアム付商品券を、別に定める方法により本市に取り次ぐ業務を市長が委託する金融機関又は金融機関に類する事業を行う者をいう。

(プレミアム付商品券の販売等)

第3条 本市は、この要綱に定めるところにより、大和市プレミアム付商品券購入引換券（以下「購入引換券」という。）の交付を受けた者に対し、プレミアム付商品券を販売する。

- 2 プレミアム付商品券の1枚当たりの額面（以下「券面金額」という。）は、500円とする。
- 3 プレミアム付商品券の購入単位は、券面金額5,000円分を1単位とし、1単位当たりの購入金額は4,000円とする。
- 4 プレミアム付商品券の購入単位の上限は、次の各号に掲げる購入対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 別記第1項に規定する扶養外住民税非課税者 1人当たり5単位

- (2) 3歳未満児子育て世帯主（別記第2項に規定する者をいう。第7条第5項において同じ。）
当該者の世帯に属する別記第2項第2号に規定する対象児童1人当たり5単位
- (3) 別記第2項第4号の規定により購入対象者となる対象児童（別記第3項第3号及び別記第4項第3号において準用する場合を含む。第7条第5項において同じ。） 1人当たり5単位
- (4) 別記第2項第5号の規定により購入対象者となるDV避難者（別記第3項第3号及び別記第4項第3号において準用する場合を含む。第7条第5項において同じ。） 別記第2項第5号に規定する当該DV避難者に同伴する対象児童1人当たり5単位
(プレミアム付商品券の使用範囲等)

第4条 プレミアム付商品券は、これを購入した本人又はその代理人若しくは使用者と特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができるものとする。

- 2 プレミアム付商品券の使用期間は、平成31年10月1日から平成32年3月31日までとする。
- 3 特定取引に使用されたプレミアム付商品券の券面金額の合計額が当該特定取引の代価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払は行われぬものとする。
- 4 プレミアム付商品券は、これを転売し、譲渡し、又は換金してはならない。
- 5 次に掲げるものは、特定取引の対象外とする。

- (1) 不動産
- (2) 金融商品
- (3) たばこ
- (4) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第1項の前払式支払手段その他換金性の高いもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (6) 国税又は地方税、使用料その他の公租公課
(購入引換券の交付申請)

第5条 プレミアム付商品券の購入を希望する購入対象者のうち、別記第1項に規定する扶養外住民税非課税者であるものは、次項、第3項、次条及び第7条第1項の規定により購入引換券の交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により購入引換券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大和市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書（以下「申請書」という。）により申請するものとする。

3 前項の規定による申請の期間は、市長が別に定める日から平成31年11月30日までとする。

(代理人による購入引換券の交付申請)

第6条 次に掲げる者は、申請者の代理人として前条第2項の申請を行うことができる。

(1) 平成31年1月1日時点において、申請者の属する世帯に属する者

(2) 法定代理人（民法（明治29年法律第89号）に規定する親権者、未成年後見人、成年後見人並びに同法に基づき代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人をいう。）又は任意代理人

2 市長は、前項の代理人が申請を行った場合は、別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(購入引換券の交付の決定)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対し、購入引換券を交付するものとする。

2 別記第1項第4号本文に規定する児童等については、当該児童等分の購入引換券につき同号に規定する保護者から代理申請があったときは、不交付決定とする（市長が当該児童等の入所等の事実を把握した時点で、当該児童等に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。

3 別記第1項第5号に規定する者が、同号に規定する申出を行った場合は、当該者分の購入引換券につき、当該者と同一世帯に属する者から代理申請があったときは、不交付決定とする（申出が本市に到達した時点で、当該購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。

4 別記第1項第6号に規定する者については、当該者分の購入引換券につき同号に規定する養護者から代理申請があったときは、不交付決定とする（市長が当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る購入引換券の代理申請について、交付決定が既に行われている場合を除く。）。

5 第1項の規定にかかわらず、市長は、3歳未満子育て世帯主、別記第2項第4号の規定により購入対象者となる対象児童及び別記第2項第5号の規定により購入対象者となるDV避難者に対し、別に定める方法により、購入引換券を交付する。

(転入者による購入引換券の交換)

第8条 本市に転入した購入対象者は、他の市町村から交付を受けたプレミアム付商品券購入引換券（以下この項において「他市町村引換券」という。）を所持している場合は、市長が別に定める方法により、当該他市町村引換券と本市の発行する購入引換券との交換を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、平成32年3月31日までにを行うものとする。

(プレミアム付商品券の販売)

第9条 購入引換券の交付を受けた者又はその代理人若しくは使用者は、市長が別に指定する場所において、当該購入引換券を提示することにより、プレミアム付商品券を購入することができる。

2 プレミアム付商品券の販売期間は、平成31年10月1日から平成32年3月31日までとする。

(特定事業者の登録等)

第10条 市長は、別に定める募集要項により、特定事業者となることを希望する事業者を募集し、応募があった場合はその内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業者を特定事業者として登録するものとする。

2 市長は、必要に応じて、特定事業者に特定事業者登録証明書を交付するものとする。

3 市内の商店街振興組合（商工会、事業協同組合等）は、その構成員である事業者に代わって、第1項の応募を行うことができる。

(特定事業者の遵守事項)

第11条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引においてプレミアム付商品券の使用を拒まないこと。

(2) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) 市長と適切な連携体制を構築すること。

2 市長は、特定事業者が前項各号に掲げる事項又は前条第1項の募集要項に定める事項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(プレミアム付商品券の換金手続)

第12条 市長は、特定事業者が特定取引においてプレミアム付商品券を受け取ったときは、当該特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うことにより、プレミアム付商品券の換金を行うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、別に定める方法により取次金融機関等に対し平成32年4月1日までに、特定取引において受け取ったプレミアム付商品券を提出して、換金を申し出なければならない。

3 前項の換金は、特定事業者が指定する預金口座への振替の方法によるものとし、当該口座への振替は、毎月1回以上、市長が別に指定する日までに取次金融機関等が前項の規定による申出を受けたものについて行うものとする。

(プレミアム付商品券に関する周知等)

第13条 市長は、この要綱による事業の実施に当たり、購入対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知を行うものとする。

(申請書に不備があった場合等の取扱い)

第14条 市長が、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第5条の規定による申請をしなかった購入対象者は、プレミアム付商品券の購入を辞退したものとみなす。

2 市長が、第7条の規定による交付決定を行った後、申請書に不備等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責めに帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第15条 市長は、平成32年3月31日までに購入引換券の交付を受けた者が購入対象者の要件に該当しない者又は偽りその他不正の手段により当該交付を受けた者（以下「返還対象者」と総称する。）であることを把握したときは、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める対応を行うものとする。

(1) 返還対象者が引換可能な購入引換券を所持している場合 返還対象者に購入引換券の返還を求める。

(2) 返還対象者がプレミアム付商品券を所持している場合 返還対象者にプレミアム付商品券の返還を求め、その返還が行われた後、当該返還されたプレミアム付商品券の購入金額に相当する額を当該者に返還する。

(3) 返還対象者がプレミアム付商品券を使用した場合 返還対象者に、使用したプレミアム付商品券の券面金額と購入金額との差額に相当する額の返還を求める。

(暴力団等の排除)

第16条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定によりこの要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、購入対象者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により購入対象者が暴力団等に該当するときは、購入引換券の交付決定を行わない。

(様式)

第17条 この要綱で使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表（第17条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市プレミアム付商品券	第2条から第5条まで、 第9条、第11条及び第 12条から第15条まで
第2号様式	大和市プレミアム付商品券購入引換券	第3条、第5条から第9 条まで、第15条及び第 16条
第3号様式	大和市プレミアム付商品券購入引換券交付申請書	第5条及び第14条
第4号様式	特定事業者登録証明書	第10条

別記（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

購入対象者は、次に掲げる者とする。

1 扶養外住民税非課税者

(1) 扶養外住民税非課税者は、次のいずれにも該当する者とする。

ア 平成31年1月1日（以下「基準日A」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日A以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日Aにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Aの翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）

イ 平成31年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は大和州市税条例（平成2年大和市委令第13号）の規定により当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）と生計を一にする配偶者及び同法の規定による扶養親族並びに同法の規定による青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

(2) 前号の規定にかかわらず、基準日Aにおいて、次のいずれかに該当する者は、購入対象者とならない。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（ただし、基準日Aに保護が停止されていた者及び平成31年1月2日から同年10月1日までの間に保護が廃止され、又は停止された者を除く。）

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下「支援給付」という。）の受給者（ただし、基準日Aに支援給付の支給が停止されていた者及び平成31年1月2日から同年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止され、又は停止された者を除く。）

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者（援護加算（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下同じ。）の受給者に限り、基準日Aに援護加算の認定を停止されていた者及び平成31年1月2日から同年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。）

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護（以下「援護」という。）を受けている者（基準日Aに援護が停止されていた者及び平成31年1月2日から同年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。）

(3) 第1号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、購入対象者としな

ア 基準日Aから購入引換券の交付が決定される日（以下「交付決定日」という。）までに死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者であつて、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(4) 基準日Aにおいて、次のアからカまでのいずれかに該当する児童等（児童（基準日Aにおいて満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日Aにおいて、原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を超えて学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している者を含む。）であつて、児童でないものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）については、第1号アの要件の適用に当たっては、当該児童等を次のアからカまでの措置を実施している施設等の所在する市町村の住民とみなし（当該児童等が当該市町村の住民でない場合に限る。）、第1号イの要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保護者をいう。以下同じ。）の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日Aにおいて、次のウ、エ又はカに該当する満15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母（以下「児童等である父又は母」という。）がその子である児童（以下「子である児童」という。）と同一の施設に入所している場合については、当該児童等である父又は母及び子である児童は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

ア 児童福祉法の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び社会的養護自立支援事業等の実施について（平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国通知」という。）により、委託されているものに限る。）

- イ 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び国通知により、入所し、又は入院している者に限る。）
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受け、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られ、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により設置された施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- エ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- オ 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入居をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び国通知により、入居している者に限る。）
- カ 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 基準日Aにおいて、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（以下「DV避難者」という。）及びその同伴者であつて、基準日Aにおいて本市の住民基本台帳に記録されていないものについては、次のアに掲げる要件を満たし、かつ、イからエまでに掲

げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たときは、第1号アの要件の適用に当たっては、当該DV避難者を本市の住民とみなし、第1号イの要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令が出されていること。

ウ 売春防止法第34条に規定する婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ 基準日Aの翌日以降に本市の住民基本台帳に記録され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等自治省行政局長等通達）に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の対象となっていること。

(6) 基準日Aにおいて、次のいずれかに該当する者については、第1号イの要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者のうち、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られているもの（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者のうち、同法第2条第2項に規定する養護者から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られているもの（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

2 3歳未満児子育て世帯主

(1) 3歳未満児子育て世帯主は、平成31年6月1日（以下「基準日B」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日B以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基

づき住民票を消除されていた者で、基準日Bにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Bの翌日以後に初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下「基準日B住民」という。)であって、次号に規定する対象児童の属する世帯の世帯主とする。

(2) 対象児童は、基準日B住民であって、平成28年4月2日以降に出生した者(次のいずれかに該当する者を除く。)とする。

ア 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 第1号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、購入対象者に該当しないものとし、交付決定日において当該者に係る対象児童の属する世帯の世帯主となっている者を購入対象者に該当するものとみなす。

ア 基準日Bから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、国外に転出している者

ウ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(4) 前3号の規定にかかわらず、対象児童が基準日B又は交付決定日において第1項第4号アからカまでのいずれかに該当する場合には、当該対象児童を購入対象者とする。この場合において、基準日Bにおいて、当該対象児童の属する世帯に世帯主がいる場合は、当該世帯主を当該対象児童に係る3歳未満子育て世帯主としないものとする。

(5) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、対象児童が第1項第5号に規定するDV避難者の同伴者である場合であって、基準日Bにおいて本市にその住民票を移しておらず、同号アの要件を満たし、かつ、同号イから同号エまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を当該DV避難者が居住市町村に申し出たときは、当該DV避難者及びその同伴者である対象児童を本市の住民とみなす(当該DV避難者及び当該対象児童が当該市町村の住民でない場合に限る。)とともに、当該DV避難者に同伴する対象児童を、当該DV避難者の配偶者である3歳未満子育て世帯主の世帯に属する対象児童から除外した上で、当該DV避難者を世帯主とする当該DV避難者及び当該DV避難者に同伴する対象児童のみが属する世帯が構成されているものとみなし、当該DV避難者を購入対象者とする。

3 基準日C子育て世帯主

(1) 前項の規定にかかわらず、平成31年7月31日(以下「基準日C」という。)において、

本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日C以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日Cにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Cの翌日以後に初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下「基準日C住民」という。）であって、次号に規定する基準日C対象児童の属する世帯の世帯主を、基準日C子育て世帯主とする。

(2) 基準日C対象児童は、基準日C住民であって、平成31年6月2日以降に出生した者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、基準日C対象児童には該当しないものとみなす。

ア 基準日Cから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 第3条第4項第2号及び第7条第5項並びに別記第2項第3号から第5号までの規定は、基準日C子育て世帯主及び基準日C対象児童について準用する。この場合において、これらの規定中「3歳未満児子育て世帯主」とあるのは「基準日C子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日C対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日C」と読み替えるものとする。

4 基準日D子育て世帯主

(1) 前2項の規定にかかわらず、平成31年9月30日（以下「基準日D」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日D以前に、住民基本台帳法第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日Dにおいて、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日Dの翌日以後に初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下「基準日D住民」という。）であって、次号に規定する基準日D対象児童の属する世帯の世帯主を、基準日D子育て世帯主とする。

(2) 基準日D対象児童は、基準日D住民であって、平成31年8月1日以降に出生した者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、基準日D対象児童には該当しないものとみなす。

ア 基準日Dから交付決定日までの間に死亡した者

イ 交付決定日において、日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

(3) 第3条第4項第2号及び第7条第5項並びに別記第2項第3号から第5号までの規定は、基準日D子育て世帯主及び基準日D対象児童について準用する。この場合において、これらの規定中「3歳未満児子育て世帯主」とあるのは「基準日D子育て世帯主」と、「対象児童」とあるのは「基準日D対象児童」と、「基準日B」とあるのは「基準日D」と読み替えるものとする。